

平成 18 年 2 月 6 日
国海安第 118 号
国海査第 443 号
国海働第 153 号

(社)日本船舶品質管理協会
会長 板澤 宏 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 安藤 昇

検査測度課長 澤山 健一

船員労働環境課長 後藤 洋史

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
施行規則の一部改正について

標記について、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 7 号）が平成 18 年 2 月 6 日付で交付されましたところ、その概要と併せ別添送付しますので、関係各位に周知方宜しくお取り計らい願います。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令について

平成 18 年 2 月
海事局 安全基準課
検査測度課
船員労働環境課

1. 背景

- (1) 平成 13 年 9 月の米国同時多発テロ事件の発生後、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的とした「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」以下「SOLAS」という。附属書の改正及び「船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（以下「ISPS コード」という。）の策定が行われた。

これを受け、国際航海日本船舶に対し、自己警備としての保安措置の実施を義務付ける「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）」が平成 16 年 7 月に施行されたところである。

- (2) SOLAS 条約第 XI-2 章及び ISPS コード（以下「ISPS コード等」という。）の適用を判断する総トン数については、舷側として「1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「トン数条約」という。）に基づき測度された総トン数（以下「国際総トン数」という。）であるが、一定の現存船について、トン数条約が発効する以前に効力を有していた各締約国の国内トン数測度規則に基づき測度された総トン数を、当該船舶の総トン数とすることを認める経過措置を規定することが認められている。

しかしながら、その経過措置を規定するかどうかについては各締約国の判断に委ねられており、各締約国により様々である。（わが国においては、一定の現存船について「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成 16 年国土交通省令第 59 号。以下「規則」という。）附則において所要の経過措置を規定している。

- (3) この様な状況を是正すべく、平成 17 年 5 月に IMO で開催された第 80 回海上安全委員会において、平成 20 年 7 月 1 日から、建造年月日に関わらず、国際総トン数で ISPS コード等の適用を判断すること等が合意された。

2. 改正の概要

- (1) 規則附則第 4 条で規定されている現存船の総トン数の経過措置を削除する。
- (2) 改正前の規則附則第 4 条で規定されている現存船の総トン数について、平成 20 年 6 月 30 日までは、なお従前の例によることができるよう措置する等必要な経過措置を講じる。

3. スケジュール

公布日・施行日 平成 18 年 2 月 6 日